

## 5 運営基準に係る共通事項（3以外）

### （1）感染症・食中毒

#### ★ 対象サービス…全サービス

以下の規模の感染症・食中毒（新型コロナウイルス感染症を含む）が発生した場合は、**保健所担当課及び介護保険課へ報告**してください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらによると疑われる者が10人以上又は全利用者（入所者）の半数以上発生した場合
- ③ 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

#### 【報告の方法】

保健所担当課及び介護保険課へ電話等により連絡してください。

報告書類の提出は、状況等により指示させていただきます。報告書は静岡市ホームページに掲載してあります。下記 URL からご確認ください。

報告書を提出していただく場合、「保健所から施設への指導内容」の項目が空欄のまま提出される事業所が多くあります。**保健所からの指導が特になかった場合も「特になし」と記入**し、保健所に報告したことがわかるようにしてください。

#### 【報告対象事業サービス種別】

通所介護、認知症対応型通所介護、第1号通所事業、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

※いずれも介護予防サービス、地域密着型サービスを含む。

#### 【連絡先】

保健所	感染症対策課（感染症の場合）	電話：054-249-3172
	食品衛生課（食中毒の場合）	電話：054-249-3162
介護保険課	事業者指導第1係	電話：054-221-1088

#### 【静岡市ホームページ】

URL：<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002974.html>

## 【新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更（令和5年5月8日）に伴う見直しを経て、臨時的取扱いは原則廃止となりましたので、以下の通知をご確認ください。

<参考通知等>

○厚生労働省事務連絡

- ・令和7年3月25日付け「令和7年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- ・令和6年3月19日付け「令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」
- ・令和5年5月1日付け「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」

## 【厚生労働省ホームページ】

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html#h2\\_free6](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html#h2_free6)

## (2) 事故防止

### ①令和7年度事故報告について

令和7年度に市に提出された事故報告は合計で991件（うち死亡21件）でした。傾向としては、**転倒・転落による事故が毎年半数以上**を占めています。また、**事故の要因として、見守り・巡視の不足が全体の5割以上**となっています。

各事業所においては、予防策及び再発防止策の検討を十分に行い事故防止に努めていただくとともに、マニュアルの整備（整備済みの事業所においては定期的なマニュアルの見直し）や研修の実施等を行い、**事故が発生した場合や利用者の状態が急変するなどの緊急時に、従業者が速やかに適切な対応ができるよう体制を整備**してください。

要因	内容	A	B	C	D	E	F	G	H	I
		転倒	転落	誤嚥・窒息	異食	誤薬、与薬もれ等	医療処置関連（チューブ抜去等）	不明	その他	うち死亡
1	利用者の状態の把握が不十分	36	11	7	0	0	0	0	18	2
2	業務内容の確認が不十分	1	1	0	1	26	1	0	1	1
3	見守り・巡視の不足	524	68	7	1	5	1	4	14	6
4	職員の知識・技術の不足	4	3	0	0	2	2	0	8	0
5	引継・送りの不足・誤り	0	0	0	0	2	0	1	0	0
6	上司の指示不足・誤り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	その他	7	0	8	0	0	2	1	97	12
8	不明	9	1	0	0	0	0	99	18	0
計		581	84	22	2	35	6	105	156	21
									計	991件

### ②事故発生時の対応について

介護保険サービス（お泊りデイ含む）に係る事故（※）が発生した場合は、介護保険法上、保険者等に対する報告が義務付けられています。

下記に示した事故については、事故報告書により介護保険課に報告してください。

報告書の様式は**静岡市ホームページ**（URL:[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_003362.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003362.html)）に掲載しています。障害サービスの事故報告書や、旧様式で提出されている事業所が見受けられるため、確認の上、ホームページ上に掲載されている最新の様式にて報告をお願いします。

#### 【提出が必要となる事故】

- ・ **死亡に至った事故**
- ・ **医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故**

※介護事故と関わらない受診等（持病による病死等）は届出の必要はありません。

#### 【提出先】 介護保険課